

新監査公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 25 日

新潟市監査委員	高 井 昭一郎
同	伊 藤 秀 夫
同	風 間 ルミ子
同	竹 内 功

# 財政援助団体等監査結果の報告

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づく出資団体監査

## 第3 監査の対象

### (1) 対象団体

株式会社エフエム新津

### (2) 所管課

新潟市秋葉区役所地域総務課

## 第4 監査の着眼点

### (1) 対象団体

- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- ・ 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・ 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・ 自主的な経営を進めるための取組み（自主財源の確保等）はどうか。

### (2) 所管課

- ・ 対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- ・ 対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

## 第5 監査の対象事務

平成31年4月から令和2年3月までに執行された事務事業

## 第6 監査の実施手続

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等により実施した。

## 第7 監査等の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査委員事務局及び株式会社エフエム新津の執務室等

### (2) 実施日程

令和2年12月14日から令和3年3月25日まで

## 第8 監査対象団体の概要

### (1) 名称及び所在地

株式会社エフエム新津  
(新潟市秋葉区新津東町2丁目5番6号)

### (2) 資本金

6,800万円(市出資額3,900万円 市出資比率57.4%)

### (3) 設立目的及び事業

株式会社エフエム新津(以下「エフエム新津」という。)は、旧郵政省の「中央と地方との情報格差是正・地域の活性化促進を目的とした1市町村1波の周波数割当許可」という指針のもと、住民参加による地域に密着した情報を提供することにより、「地域の振興」「公共の福祉の増進」「地域の防災」に寄与することを目的とし、新潟市(当時の新津市。以下「旧新津市」という。)などの出資による第三セクターとして設立され、当該目的を達成するため主に次の事業を行っている。

- ア 放送法に基づく超短波放送事業
- イ 放送時間の販売事業
- ウ 放送番組等の制作事業
- エ その他事業(イベントの司会・音響設備の受託など)

### (4) 沿革

平成6年 旧新津市や事業者などの出資により設立(出資総額4,500万円)。  
平成9年 旧新津市などにより2,300万円を増資。

### (5) 組織の状況

(単位:人)

	合計	市派遣	市兼任	他団体 兼任	市職OB	プロパ ー	臨時・ 嘱託等
役員計	6		1	4		1	
常勤	1					1	
非常勤	5		1	4			
職員計	5					4	1
常勤	4					4	
非常勤	1						1
合計	11		1	4		5	1

※令和元年7月1日現在(「令和元年度外郭団体評価調書」より)

## (6)財務の状況

## ア 貸借対照表

(単位：円)

科 目	令和元年度	平成30年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産	35,586,490	37,732,914	▲2,146,424
2 固定資産	2,940,737	2,181,390	759,347
<b>資産合計</b>	<b>38,527,227</b>	<b>39,914,304</b>	<b>▲1,387,077</b>
II 負債の部			
1 流動負債	1,877,047	2,513,739	▲636,692
2 固定負債	0	0	0
<b>負債合計</b>	<b>1,877,047</b>	<b>2,513,739</b>	<b>▲636,692</b>
III 純資産の部			
1 株主資本	36,650,180	37,400,565	▲750,385
(1) 資本金	68,000,000	68,000,000	0
(2) 利益剰余金	▲27,349,820	▲27,599,435	249,615
(3) 自己株式	▲4,000,000	▲3,000,000	▲1,000,000
<b>純資産合計</b>	<b>36,650,180</b>	<b>37,400,565</b>	<b>▲750,385</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>38,527,227</b>	<b>39,914,304</b>	<b>▲1,387,077</b>

※各年度とも3月31日時点の数値

## イ 損益計算書

(単位：円)

科 目	令和元年度	平成30年度	増 減
I 売上高	38,795,939	40,118,310	▲1,322,371
II 売上原価	22,679,162	24,333,921	▲1,654,759
III 販売費及び一般管理費	16,074,343	17,751,759	▲1,677,416
<b>営業利益</b>	<b>42,434</b>	<b>▲1,967,370</b>	<b>2,009,804</b>
IV 営業外収益	369,666	4,227,470	▲3,857,804
V 営業外費用	19,485	196,800	▲177,315
<b>経常利益</b>	<b>392,615</b>	<b>2,063,300</b>	<b>▲1,670,685</b>
VI 特別利益	37,000	41,000	▲4,000
VII 特別損失	0	0	0
<b>税引前当期純利益</b>	<b>429,615</b>	<b>2,104,300</b>	<b>▲1,674,685</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>180,000</b>	<b>180,000</b>	<b>0</b>
<b>当期純利益</b>	<b>249,615</b>	<b>1,924,300</b>	<b>▲1,674,685</b>

※各年度とも4月1日から3月31日までの間の数値

(7) 経営成績及び財政状態の推移

経営成績は、平成 24 年度から 5 期連続で赤字だったものが、平成 29 年度以降、人件費削減等の経営努力や、環境省所管の一般社団法人からの二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金収入等により、3 期連続で黒字となっている。一方で、財政状態では、設立当初に生じた損失のため、累積赤字が 2,700 万円を超えて推移しており、厳しい経営状況が続いている。

(単位：千円)

年 度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
総 収 益	42,197	40,657	41,676	44,387	39,203
総 費 用	47,493	43,765	40,594	42,282	38,773
当期純損益	▲5,477	▲3,288	903	1,924	250
利益剰余金	▲27,138	▲30,426	▲29,524	▲27,599	▲27,350

(8) 本市からの財政的援助の状況

エフエム新津は、本市の行政情報番組、緊急告知ラジオ試験等の制作・放送業務の委託料として、年間 2,000 万円を超える財政的援助を受け、総収益に占める委託料の割合は 50%を超えている。なお、平成 30 年度については前述のとおり補助金収入があったことから、50%を下回っている。

(単位：千円)

年 度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
委 託 料 (A)	23,200	22,711	24,317	21,842	21,407
総 収 益 (B)	42,197	40,657	41,676	44,387	39,203
総収益に占める 委託料の割合 (A) / (B)	55.0%	55.9%	58.3%	49.2%	54.6%

## 第9 監査の結果

監査した結果、出納その他の事務については概ね適正に行われていることを確認したが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

また、監査対象団体の運営について意見を付したので、監査対象団体及び所管課においては、適切な措置を講じられたい。

### (1)指摘事項

#### ア 取締役会について、会社法に規定する頻度で開催しておらず、また議事の一部において議事録を作成していなかったもの

令和元年度において、取締役会は四半期に1回は開催すべきところ第2四半期及び第4四半期には開催しておらず、会社法で定める頻度で開催していなかった。また、当該取締役会の議事録について、代表取締役の選任に関する議事など、登記に必要な議事については作成していたものの、取締役会で承認を受ける必要のある株式譲渡に関する議事などについては作成していなかった。

会社法第363条では、取締役は3か月に1回以上、自己の職務の状況を取締役に報告することが義務付けられている。取締役会は、会社の業務執行の決定を行うだけでなく、取締役の職務の執行を監督する機関でもあり、例え決定する必要のある議事がない場合であっても、少なくとも四半期に1回は取締役会を開催し、取締役は自己の職務の状況を報告しなければならない。

また、同法第369条では、取締役会の議事については議事録を作成するとともに、出席した取締役及び監査役はこれに署名又は記名押印すること、さらに同法第371条では議事録を取締役会の日から10年間は本店に備え置くことを義務付けている。取締役会の議事録は取締役会の議事の経過やその結果等を記録するものであり、株主等が閲覧できるようにすることで、経営の透明性を確保する必要がある。

両事案とも会社法の基本的な規定に違反したものであるが、いずれも取締役会の必要性や重要性に対する認識不足が原因であり、同社の取締役は職責を全うしているとはいえ、筆頭株主である本市も監督義務を果たしていないといわざるを得ない。今後は、会社法に限らずコンプライアンスの意義について再確認し、適正に業務を執行する体制を構築しなければならない。

#### イ 2か年度に渡り売上の一部を二重計上していたもの

令和元年度決算の売上において216,000円が二重に計上されていた。また、その前年度の売上においても249,480円が二重に計上されており、その結果2か年度に渡り貸借対照表や損益計算書といった決算書に誤りが生じていた。

本事案は売上の二重計上という極めて基本的な誤りであり、件数、金額とも軽微ではあるものの、このような事案が2か年度に渡って見過ごされたということは、同社における内部統制が十分に機能していないことがその要因の一つと考えられる。同社の経理規程では、会計責任者を筆頭株主である本市とし、本市が同社の出納事務について定期的に確認するとしてはいるが、それも十分に行われていたとはいえ、結果

として2か年度に渡り決算書に誤りが生じていたことは不適切であるといわざるを得ない。

今後は、本事案のような誤りの再発を防止するためにも、会計責任者である本市とも協議のうえ、経理事務における実効性のある内部統制体制の構築に向けあらためて検討する必要がある。

## (2) 注意事項

売掛金の貸し倒れリスクに対する認識が十分ではなかったもの

### 【事実】

令和元年度末現在の売掛金において、回収されていない多額の売掛金が滞留している取引先があり、令和2年度においても回収されずに未収額が増加していた。

### 【見解】

売掛金の管理においては、貸し倒れリスクを最小限に抑えるためにも、取引先に対し与信限度を設けたうえで定期的に検査するなど、適切に管理すべきである。

## (3) 意見

エフエム新津は、地域活性化や地域防災を目的として旧新津市及び事業者の出資により、平成6年に全国で9番目、また、東北・北信越エリアでは初のコミュニティ放送局として開局し、地域密着型の情報番組、行政情報番組や災害情報などの発信により、地域の振興や地域防災に寄与してきた。コミュニティ放送局は、平成4年に中央と地方との情報格差是正や地域の活性化促進を目的として制度化されたもので、平成7年の阪神・淡路大震災を機に全国的に急増し、現在では330局超となっている。一方で、近年はインターネットの普及により情報収集手段が多様化し、ラジオの利用時間や広告収入は年々減少傾向にあり、その経営は厳しい状況となっている。

同社においても、平成29年度以降は3期連続で黒字となっているものの、累積赤字は2,700万円を超えており、厳しい経営状況が続いている。これは、同社が設立からの3年間で約6,000万円の累積赤字を計上したことが影響しており、その後の経営努力により一時は約1,500万円まで減少したものの、その後に再度増加し、今なおその解消は難しい状況となっている。また、同社では法定耐用年数を超過した放送設備が多いため、減価償却費は抑制されているが、今年度及び来年度に大規模な放送設備の更新を予定していることから、今後は減価償却費が大幅に増加し、これまで以上に経営が悪化することが懸念される。

加えて、総収益に占める本市からの財政的援助の割合は50%を超えているが、本市の厳しい財政状況において、今後も同様の援助が継続されるかは不透明であることから、本市への依存度の高い経営体質を改善していく必要がある。同社は今年度より、これまで担当者1名で行っていた営業を社員全員で行うなど、今まで以上に営業活動に力を注いでおり、コロナ禍にもかかわらず、一般企業からの放送収入の増収が見込まれている。今後もこうした取組みをより一層推進していくことで、本市の影響を受けにくい安定した経営基盤を確立していかなければならない。

このように同社を取り巻く環境や経営状況は設立当時から大きく変化しているが、近年は地震や水害など自然災害が多発していることから、災害時にきめ細かな情報発信を行うコミュニティ放送局は全国的に再評価されており、今なお増加傾向にある。全国でも先駆けて開局した同社が設立時の目的を果たし、今後も地域に必要とされるラジオ局として存続するためには、地域密着型という特性を生かし、同社にしか提供できないようなコンテンツをいかに充実させ、強化していくかが重要となってくる。同社は所管課との定期的な経営ミーティングを開催し、課題の協議を行っているが、今後は所管課に限らず本市の他部署や地元の企業、商店街等とも積極的に連携し、地域に密着した情報、地域住民が必要とする情報を発信することで、地域の活性化や住民の安心安全に寄与していくことを望むものである。